

国立大学法人富山大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成30年6月4日(月) 事務局2階共通打合せ室(2)	
委 員	委員長 山尾 佳史(公認会計士・税理士) 委 員 山本 直俊(弁護士) 委 員 篠島 弘男((一財)富山県建築住宅センター専務理事)	
審議対象期間	平成29年 4月 1日 ~ 平成30年 3月31日	
抽出案件(合計)	4 件	(備考) 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。
建設工事(小計)	3 件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0 件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	3 件	
工事希望型競争入札	0 件	
通常指名競争入札	0 件	
随意契約	0 件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1 件	
公募型プロポーザル方式	0 件	
簡易公募型プロポーザル方式	0 件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1 件	
標準型プロポーザル方式	0 件	
一般競争入札	0 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

※ 委員からの意見・質問、それに対する回答等はできるだけ詳細に記入すること。

別紙

質 問	回 答
<p>1. 国立大学法人富山大学にて発注した建設工事について (施設企画部より説明)</p> <p>・特になし。</p> <p>2. 国立大学法人富山大学にて発注した設計・コンサルティング業務について (施設企画部より説明)</p> <p>・特になし。</p> <p>3. 指名停止等の措置状況について (施設企画部より説明)</p> <p>・特になし。</p> <p>4. 審議対象工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果について (各委員の抽出結果の説明)</p> <p>・特になし。</p> <p>5. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議 (1) 一般競争入札方式 【富山大学(五福)黒田講堂等受変電設備改修工事】 競争参加資格の地域要件について、東海北陸地区という表記から各県表記としているが内容は変わっていないか。</p>	<p>新潟県を含めた以外は変わっていない。新潟県を含めた理由として、同県内にある支店で北陸地区をカバーしていることが多いためである。</p>

質 問	回 答
<p>黒田講堂と共通講義棟（落札業者の手持ち工場の現場）の場所はどこか。</p> <p>資材の購入先から安く仕入れることができたとのことだが、その根拠は何か。見積書などを確認したのか。</p> <p>29年度の電気工事は低入札傾向が強いのか。</p> <p>実際どの程度値引きされているのか。設定額よりも安い金額になっているのはなぜか。</p> <p>資格要件の等級はどこまであるのか。大学では等級の複数指定をしているのか。</p>	<p>黒田講堂は正門入口付近、共通講義棟は工学部にあり、距離はあるが同一キャンパス内に建物が存在している。</p> <p>資材購入先の業者から調査対象業者に提出された見積書の写しを入手し、どれだけ値引きされているかを確認した。</p> <p>昨年度より電気工場の低入札傾向はあった一方、建築は高水準であった。電気工事は資材が安く入手されていることもあり、安価になっているものと考えられる。</p> <p>業者の企業努力が大きいところもあるが、今回は本学敷地内で工事を行っていたこと、同等の資材を大量発注することで安く資材を獲得している、という理由が挙げられる。予定価格と提示された内訳書を比較すると、労務費はほぼ同額であったが、資機材は安価であるとの調査結果が出ており、不当なダンピングであるとか、そういったことはないものと確認・判断している。</p> <p>資格等級はA B C Dの4種類。この等級は大学で決定するものではなく、国が2年毎に一般競争参加資格の受付を行い、認定を行っている。</p> <p>また等級指定については、国が示す「総合評価落札方式の実施方針」において、対応する予定価格に対する等級が定められている。本学は運用上、その上位二等級に関して門戸を広げるといふことにしている。</p>

質 問	回 答
<p>今回のように、主任技術者の専任を要しないという条件で、大学構内に手持工事のある業者が一般入札に参入すれば、諸経費が節約できるということは事前に分かるのではないか。構内に手持工事がある業者が契約予定者となった場合は、仕様書に工事費を合算して諸経費を減額する旨を記載して発注する方法も考えられるが、そのような発注方式は採らないのか。同一構内で現場事務所があれば、確実に共通仮設費を減額できるのではないか。</p> <p>例えば、電気の引込や仮設経費等、節約できる要素はいくつかある。そのようなことは行っていないということか。</p> <p>低入札調査の実施概要は、委員会に諮るのか。第三者は介入しないのか。</p> <p>実際に調査を実施して不落となった事例はあるのか。</p> <p>低入札価格調査で、品質を確保できないという理由で失格とした事例はあるか。</p> <p>元請だけでなく、下請けの専門業者もその価格で了承していることを確認しているのか。</p>	<p>そのようなことは行っていない。</p> <p>専任については国からの通知に準じており、本学の構内だけではなく、近郊で県や市の仕事をしていた場合でも認める、ということになっており、その場合にも諸経費を低減していない。最初から諸経費の部分を減額すると、競争性の問題等、いろいろと問題になる可能性がある。</p> <p>本工事については、現場事務所の設置がもともと不要だったこともあり、構内工事がなくとも共通仮設費は低額になると考えられる。そのため、減額すること自体が不可能との面がある。</p> <p>また、工事現場が正門付近の黒田講堂と工学部の共通講義棟であり、現場間は多少の距離があるため、共通仮設費を減額するのは厳しい。本当に隣接した建物であれば減額することも可能ではあることから、費用削減の観点で考えれば、指摘いただいた点も考えていかなければならないと思う。</p> <p>低入札調査の実施概要は、調査実施後に施設企画部内で検討し、合意を得てから落札決定し、概要を公表している。</p> <p>低入札調査で積算の間違いが確認され、辞退した事例はある。機器等については、本学側の担当者が型番やメーカーを全て確認し、市場価格との差を確認し、問題がないことを確かめたうえで落札決定を出している。</p> <p>元の価格からどれだけ値引きするのか、ということは、機材仕入れ先の業者の直筆の値引きが入った見積書の写しを提出してもらい、確認している。</p>

質 問	回 答
<p>基本的に低入札は悪という認識のもとに、低入札の業者に対しペナルティはあるのか。</p> <p>(2) 一般競争入札方式 【富山大学(五福)第2大学食堂新営その他工事】</p> <p>入札結果として、2位の業者の方が入札価格が低いが、入札価格が低い方を落札者としなかった理由はなにか。</p>	<p>本学を含め、公共工事における低入札調査のペナルティはない。近年、試行開始された施工体制確認型については低入札調査と特別重点調査で、問題のある業者は全て排除する方針となっている。</p> <p>なお、施工の品質については、工事成績評定という別システムで評価され、品質の低い施工を行った場合、評価点も低くなる。その結果、今後発注される同種工事の入札から排除されるため、一種のペナルティとなっている。</p> <p>低入札で落札したことに対するペナルティはないが、契約後、安価であることを理由に品質の低い施工を行った場合、施工後の工事成績評定にてペナルティを与える場合があり、これでバランスを取っているというのが現状である。</p> <p>別紙5に記載のとおり、総合評価落札方式の場合、評価点に基づき決定される。入札額が低ければ点数も上がるが、今回は10点の加算点部分で評価点に開きがあったため、逆転現象が起き当該業者に落札決定した。</p> <p>なお、本工事において別途発注した設備工事(電気・機械)は1回で落札されたが、本工事については、近年の人手不足もあり、1回で落札されなかった。2回目の入札以降、施工実績や参加等級を緩和し、再度公告をして実施した。</p> <p>参考であるが、東京では新国立やオリンピ</p>

質 問	回 答
<p>審議対象建築工事等に関する点検事項にある「高落札率」の点検とは何か。予定価格に収まっている中で何を点検するのか。</p> <p>(3) 一般競争入札方式 【富山大学（五福）都市デザイン学部実験・実習棟新営工事】</p> <p>原則2回の入札を3回目まで行われているが、具体的にはどのような考えで3回目の入札を実施したのか。</p>	<p>ック関連事業、九州は熊本の震災復興の影響で人が集中しており、その他の地域では人手不足のため、全国的に建築工事は不落傾向を示している。</p> <p>本工事は、五福キャンパス内には既存の福利施設はあるものの、席数が160席と手狭であること、4月からの新学部発足と教養教育の一元化により他キャンパスから1年生が来学することも踏まえ、工学部地区の食堂の席数を160席から400席に拡張しており、4月までに完成させなければならないことも考慮されている。</p> <p>参考資料3に記載の通り、高落札率の点検対象は、競争入札において1回目の入札にて高落札率で落札した事業を対象としている。業者側はできるだけ100%に近い落札率となるよう積算することを踏まえ、積算内容などの情報漏れがないかという点検、談合がないかどうかという確認も含め実施することとしている。</p> <p>今回の入札は、不調もあり複数回入札公告した結果、本学の積算に対する業者側の積算精度が上昇し、高落札率に至ったと考えられることから、談合はなかったと考えている。</p> <p>入札公告の記載にもあるとおり、入札は原則2回目までであるが、落札まであと少しという場合は運用上、3回目まで行う場合がある。今回は、2回目の入札で同じ金額を提示した業者が複数あったこと、2回目の時点で</p>

質 問	回 答
<p>二番手、三番手の業者には随意契約の意向確認を行わないということか。</p> <p>3 回目の入札が不落であることを確認した後、随意契約に移行するということは3者に伝えているのか。</p> <p>原則 2 回の入札であることから、2 回目終了後随契とする手続きの方法はないのか。また、4 回目の入札とする選択はないのか。</p> <p>各入札の期間はどのくらい空けるのか。入札金額を決定する権限がある人が入札を見ているということか</p>	<p>3者残っていたこともあり、3者全て落札間近であることを伝え、3 回目の入札を実施した場合の参加合意について確認し、3 回目の実施を行った。</p> <p>随意契約の検討は、一番札の業者から意向を確認していく。今回は一番札の業者に意向確認したところ、受注の意向を示したので、見積徴取を行った。受注の意向がない場合は、二番手、三番手に確認することとなる。</p> <p>原則、一番札からの意向確認となるので、同時に二番手、三番手に対し、随意契約の意向確認を行うことはない。</p> <p>電子入札にて参加した業者へは、不落随契の検討に移行する旨を電子入札システムにて通知した。紙入札の業者へは、その場で伝えている。</p> <p>原則 2 回で随意契約に移行するが、今回は入札状況により、各者に確認を行い合意が得られたので3 回目を行った。</p> <p>もし3 回目が予定価格内で同着であれば、くじ引きで落札者を決定することとなる。今回は3 回目であっても予定価格を超過しており、くじ引きによる落札者決定にはならなかった。</p> <p>運用上は、場合によっては3 回までとしており、4 回目は実施しない。</p> <p>概ね 30 分～1 時間ほど空けて同日内に入札を行う。時間は業者に電話連絡して確認し、調整に必要な時間を確認する体制としている。</p> <p>基本的に電子入札の場合は担当者が自社</p>

質 問	回 答
<p>施工体制確認型について、別紙 4 で施工体制の評価方法が記載されているが、本工事については何を要求し、どのように評価したのか。</p> <p>評価の観点を整理したものの、効果を発揮できるような工事ではなかったということか。</p>	<p>の机の前で行うので、すぐ上司と話せる体制になっているようだ。</p> <p>施工体制確認型は、入札時に事業者が積算した工事費内訳書も提出いただいたうえで、直接工事費や現場管理費など各項目で、入札金額と予定価格を比較し、評価を行うものとなっている。</p> <p>本件は、特殊な工事を行うことなく、一般的な工事内容のため、発注仕様について不足がないか、施工体制が確保されているかについて確認し点数化を行った。特殊要因が施工要件にあれば、特記仕様書又は現場説明書に記載する必要がある。</p> <p>別紙 5 は入札前の評価点について取りまとめたもの、別紙 7 は、提出された内訳書と予定価格との比較を取りまとめている。別紙 7 の各項目で低入札価格又は特別重点価格に抵触すると、別紙 5 中の施工体制評価点 30 点から減点されることになる。経費計算が適正に行われたとしても、対象項目に抵触した時点で特別重点調査となり、抵触せずとも低入札価格に抵触した場合は、どのような理由であっても低入札調査及び特別重点調査の対象となる。</p> <p>なお、本件においては、すべての業者が予定価格を超過しており調査対象にはならない。</p> <p>本件を施工体制確認型とした理由は、国からの通知を踏まえて実施したものである。工事価格が一定額を超えた場合は施工体制確認型の試行をしていただきたい旨の通知が国より発出されている。</p>

質 問	回 答
<p>資料から施工体制確認型は企業の施工能力や配置技術者についての評価が重複しているのではないかと思ったが、今回の工事については、内訳書を確認し配分が適正に行われているかを確認するためのものという認識で良いか。</p> <p>今回は工事価格が大きかったことから、この方式を採用したということか。</p> <p>(4) 簡易公募型プロポーザル方式 (拡大) 【富山大学 (杉谷) 総合研究棟 (R I 動物実験センター) 設計業務 (設備)】</p> <p>設計役務については低入札調査の対象ではないとのことだが、このような差が生じた経緯は何か。</p>	<p>本件施工体制確認型の評価項目については、別紙7のとおりである。</p> <p>施工体制確認型で低入札調査になった場合は基本電話確認のみとなる。特別重点調査となった場合は積算担当者等と施工体制についてヒアリング調査が必要となる。ヒアリング調査に手間がかかることから、今後本学としては、人手不足も考慮して施工体制確認型は避けたいと考えている。基本的には総合落札評価方式の方針で考えている。</p> <p>はい。</p> <p>資料 7-1 に添付した参考資料 2「総合評価落札方式の実施方針」において 7.総合評価落札方式の適用と契約方式として、表にまとめている。その中で施工体制確認型については 2 億円以上から導入と整理している。</p> <p>本件は施設整備費補助金の対象事業であり、予算確定後 (平成 29 年度) の契約となるが、平成 28 年度中より実施していることを説明。</p> <p>積算方式の違いによる。予定価格を算出した担当者に確認を取ったところ、国が示す設計積算要領に基づく積算であることを確認している。今回の施設に必要な図面の想定枚数に人工等を乗じて計算し、予定価格が算出されている。</p> <p>それに対し、業者側がどのような積算を行ったかは不明であるが、大学による積算は、R I を扱う放射能関連施設であることもあり、必要な枚数の想定をして計算した結果である。</p>

質 問	回 答
<p>落札業者は経験のある業者なのか</p> <p>設計コンサルティング業務の場合、特に本件のような改修工事では建築と設備を分離せず、1本の事業として入札公告するのが普通だと思うが、分けた理由というのは放射線関係の特殊な業務だからか。</p> <p>では、第2大学食堂新営その他工事では、設計段階で建設と設備で分離発注されたのか。</p>	<p>国の設計積算要領は web 上でも公開されており、業者もそれを参考に積算されるはずだが、これだけかい離しているのは、我々が想定していた図面枚数と彼らが想定していた図面枚数が異なっていた可能性がある。</p> <p>また、当該事業者がR I 関係、若しくは大学関係での設計実績を有し、そのノウハウから見積もったということも考えられる。</p> <p>設計内容、図面枚数については公告中に掲載していることから、業者側の経験則の中で見積もりが行われたのではないかと推察することしかできない。</p> <p>予定価格が適正なものかというご質問に関しては、当方として適正な内容で積算を行ったという積算資料も残していることから、発注側の問題はなかったと考えている。</p> <p>過去に大学の病院関係やR I 設備の設計について相当数の実績を有している。</p> <p>国の公共工事のみを対象とすれば、一括発注は少なく、規模に関わらず分離発注していることが多い。国の方針としても、分離分割して発注することの合理性が認められれば、設計業務も含め分離発注に努める旨の通知が出ている。業者に対する受注機会の確保と、技術力の継承という観点からも、一者に発注するよりも分離発注することで、設備設計に関して言えば設備設計の研鑽や同種業者の横のつながりによって、更に良いものができるのではないかと期待する面もある。</p> <p>それについては一括で発注している。事業内容として特殊な技術を必要としないこともあり、一般競争入札にて建築と設備を一括</p>

質 問	回 答
<p>改修工事は工事金額を新築物件に換算し直し、それに要する図面枚数から委託費を逆算するという計算方法がとられていると思うが、例えば設計行為を伴わない1億円の機器が工事費の含まれていた場合、そのまま計算すると工事金額に引っ張られて、委託費も無用に増えてしまうことになる。それが今回の低入札の原因ではないか。</p> <p>大学の専門職員の相場感との兼ね合いの中で予定価格を検討してみる、ということも特殊な工事の中では必要になってくるのではないか。</p> <p>次順の事業者には話はしないのか。</p>	<p>で発注している。</p> <p>その点は否定できない。一方、機械の額の影響を考慮すれば、専門業者の選定から図面まで全て事前に考えなければならなくなり、時間的に間に合わない。</p> <p>予定価格については、国の設計業務積算要領を踏襲し積算を行っていることから適正な価格であるとはしか言えない。指摘を踏まえ今後、状況に応じてどのように積算すべきかを文部科学省と相談し検討していきたい。</p> <p>工事として数十年に一回程度のサイクルであり、以前に担当していた者がいれば検討の余地もあるが、サイクル的には厳しい。</p> <p>ただ、情報収集は随時行わなければいけないと考えている。</p> <p>話をすることはしない。仮に特定業者が業務履行確約できない場合は次順の業者となる。大抵は特定業者の見積りで額が確定されるが、業務の仕様として実施すべき内容は通知している。</p> <p>予定価格の算定手法として見積りを徴収して参考にする、という方法もあるが公平性・競争性が担保できなくなる問題も含んでいる。</p>